

ひ 広報 やすだ



10

令和4年(2022年)
No.682

- ② ご長寿お祝い
- ④ 令和5年度 コミュニティ助成事業の募集について
- ⑬ 広報やすだクイズ
- ⑯ 徒然なかやま



安田朗が安田町をPR

(9/10~11 ご当地キャラまつりin 須崎)

❖ 最高齢 ❖ 百寿 ❖ 白寿 ❖ 米寿 ❖ おめでとうございます

本町では、9月の老人週間の記念行事として、最高齢・百寿・白寿・米寿の方々を祝福しています。

今年度は次の方々です。(敬称略・年度末での年齢)

米寿										白寿		百寿		最高齢											
上総 幹雄	山本 耕三	小松 英俊	清岡 福助	松本 榮	岡村 安子	小松 和子	松本 謹吾	高橋 恭平	西岡 咲子	伊吹 榮男	中島喜代子	有岡タカエ	手島恵美子	小島壽美子	88歳	武内 廣二	伊吹富美子	99歳	田村 文	福原 晶子	小松 茂一	内田登志子	100歳	西山 勉	101歳
山本 隆子	西岡 秋宏	山岡 英子	笠松須磨子	山本 光子	内川 正巳	白石 瑞子	尼岸 昭次	小島 忠雄	佐古 和香	森本 典子	西山可壽子	齊藤 民子	小島トキコ	西尾 千美	寺尾 裕										



百寿 田村 文さん



百寿 福原 晶子さん



百寿 小松 茂一さん



百寿 内田登志子さん

インフルエンザ予防接種費用を助成します!

インフルエンザの感染拡大防止や感染者の重症化予防および経済的負担の軽減を図るため、予防接種費用の一部を助成いたします。

【助成対象者】

町内に住所を有する満1歳以上の方で、安田町内の医療機関でインフルエンザワクチンを接種された方

【医療機関】

和田医院

【接種期間】

令和4年10月1日～令和5年2月28日

(この期間内に接種したものに限り)

【助成金額】

接種日において下記の区分に応じた限度額を助成します。

- ・満1歳から18歳到達年度の最初の3月31日までの方 3,000円
- ・満18歳(上記の方を除く)から満65歳未満の方 2,000円
- ・満65歳以上の方 1,100円
- ・満65歳未満の方で生活保護を受給されている方 全額

※ただし、助成の回数は1回に限ります。

【申請方法】

インフルエンザ予防接種後、下記の書類を持って役場町民生活課で申請を行ってください。審査・助成決定後、指定の口座に振り込みます。

- ①領収書
- ②母子健康手帳または接種の記録がわかるもの
- ③印鑑
- ④通帳

【申請期限】

令和5年3月31日まで





東				西				
	氏名	年齢		氏名	年齢		氏名	年齢
横綱	西山 勉	100	蒙御免 令和四年度 御長寿者番付 安田町	横綱	小松 久美	100		
大関	内田 登志子	100		大関	小松 茂一	99		
関脇	福原 晶子	99		関脇	田村 文	99		
小結	伊吹 富美子	99		小結	武内 廣二	98		
”	西尾 千美	98		”	寺尾 裕	98		
”	小松 俊介	97		”	小松 千代	97		
”	武内 静江	97		”	北川 春子	97		
前頭	原 友市	97		前頭	坂本 光子	97		
”	内川 須馬子	97		”	手島 サツ子	97		
”	服部 真和	97		”	田村 昌子	97		
”	小松 笑子	96		”	見邨 千代子	96		
”	小松 三代子	96		”	服部 常盤	96		
”	齊藤 博禧	96		”	奥宮 光子	95		
”	小松 福子	95		”	小松 清子	95		
”	中西 いつ子	95		”	小松 桂美	95		
”	小島 覺治	95		”	坂本 喜美恵	95		
”	弘松 節子	95		”	中山 兼	95		
”	吉村 末弘	95		”	濱口 智恵男	95		
”	中西 みね子	95		”	竹内 喜俊	94		
”	清岡 光枝	94		”	西澤 稔子	94		
”	西岡 竹美	94		”	有岡 一三	94		
”	明神 八重子	94		”	黒岩 吉美	94		
”	清岡 兼子	94		”	久保田 久子	94		
”	楠木 清子	94						

以下、93歳は17名、92歳は20名となっています。

ご長寿を壽ぎ、いつまでもご壮健であられんことをご祈念いたします。

この番付表は、町内に住所を有する昭和3年9月19日までに生まれた方で、令和4年9月1日現在の年齢で作成しています。

令和5年度 コミュニティ助成事業の募集について

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に社会貢献事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。

この事業は、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行うことで、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

本事業の申請は、町と県を經由して一般財団法人自治総合センターに行うことになります。申請の際に必要な書類等についてご説明しますので、助成制度の活用を希望する自治組織等は、お早めに地域創生課までご相談ください。

※町と県、自治総合センターの審査を経て助成の有無が決定されるため、必ず助成が受けられるものではありません。

- ・ **助成対象団体** 自治組織（自治会・町内会）など町が認めるコミュニティ活動組織
※特定の目的で活動する団体、PTA、体育会などは除きます。

区分	対象事業	助成金額
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	100万円から250万円まで
コミュニティセンター助成事業	住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで

- ・ **町への申請提出期限** 令和4年10月28日（金） 午後5時15分まで

申請書類提出・問い合わせ先 役場地域創生課 ☎38-6713 FAX38-6723

「町長室開放日」の休日実施について

『対話と協働』によるまちづくりを進めるため、毎月「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けていますが、10月は平日お仕事などで訪問できない町民の方々にも訪問していただけるよう、休日に「町長室開放日」を設けます。

日ごろ感じていることや役場への提言などございましたら、この機会に皆さまのご意見をぜひお聞かせください。

◆ 町長室開放日 **10月23日（日）**

◎ 基準時間 午前10時から正午まで
午後1時から午後3時まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合がありますのでご了承ください。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは、次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から 11月上旬	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q & A）等については、日本年金機構ホームページに掲載される予定（令和4年10月上旬）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客さまからの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和4年10月下旬）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

■問い合わせ先の名称 ねんきん加入者ダイヤル

■電話番号 （ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8時30分～午後7時
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時
- ・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れがないように気をつけましょう！

問い合わせ先 役場町民生活課 ☎38-6712 FAX 38-6780
南国年金事務所 ☎088-864-1111 FAX 088-863-1019

後期高齢者医療の歯科健診を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態等をチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるため、歯科健診を実施します。

皆さまのお口の健康状態を知る良い機会となりますので、後期高齢者の特性に合わせた歯科健診を受診しましょう。

■対象者

高知県後期高齢者医療の被保険者の方

*ただし、長期入院中の方、施設等への入所者の方は対象外です。

(長期入院患者や施設入所の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健診の対象から除いています。)

- ① 前年度75歳年齢到達者(昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方)と前年度に後期高齢者医療の歯科健診を受診された方には、受診券を事前送付します。
- ② ①以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。

■自己負担・・・無料 ※治療が必要な場合の治療費は自己負担

■受診回数・・・実施期間内に1回

■受診方法・・・事前に受診を希望する登録歯科医院を予約して、受診してください。

■健診実施期間(令和4年度)

令和4年10月1日～令和5年2月28日(5カ月間)

■持参する物・・・被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳

■健診項目

- | | | | | |
|-------|----------------------------|---------------------------|----------|--------------------------|
| ①歯の状態 | ②咬合の状態 <small>こうごう</small> | ③咀嚼機能 <small>そしゃく</small> | ④舌・口唇機能 | ⑤嚥下機能 <small>えんげ</small> |
| ⑥口腔乾燥 | ⑦粘膜の異常 | ⑧口腔衛生状況 | ⑨歯周組織の状況 | ⑩問診 |

■実施機関・・・受診券と同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院

(受診券発送前の実施機関の確認は、下記までお問い合わせください。)

■健診結果・・・健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

■その他

- ・歯科健診は、実施期間内に1回のみ無料となります。後日、重複受診が判明した場合は、費用を請求します。
- ・健診結果は、保健指導などに活用させていただきますのでご了承ください。

健康手帳

日ごろからできる感染症予防

これからの季節は、インフルエンザが流行する時期であり、今年は新型コロナウイルスとの同時流行も懸念されています。また、私たちの身のまわりには、目に見えないウイルスや細菌がたくさん存在しています。まずは、一人ひとりができる感染予防を心がけることが重要になります。正しい感染予防方法で「かからない」「うつさない」を心がけましょう。

～予防のポイント～

- ◇ 流行する前にインフルエンザワクチンを受けましょう。(※)
- ◇ こまめな手洗い、手指の消毒を心がけましょう。
- ◇ うがいをして口の中のほこりや病原体を流しましょう。
- ◇ 正しくマスクを着用しましょう。
- ◇ 三密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けましょう。
- ◇ 室内は適度な湿度を保ちましょう。
- ◇ 十分な休養とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高めましょう。

3つの咳エチケット せき 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

とっさの時
袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

※高齢者のインフルエンザ予防接種については、先月号の折込チラシでもお知らせしていますので、ご確認ください。

— 高知大学医学部看護学科だより —

糖尿病と肥満の関係とは？ 予防のための工夫

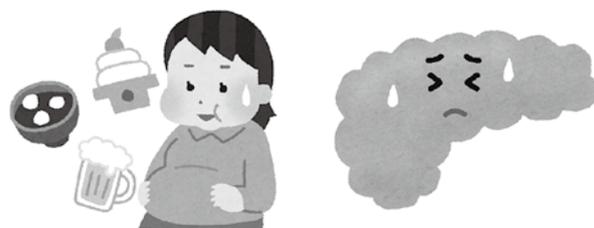
糖尿病の発症には、日ごろの生活習慣が大きく関わっています。また、肥満とも深い関係があります。そのため、毎日の生活のなかでのひと工夫が肥満を防ぎ、糖尿病の予防につながります。

1. 糖尿病とは？

糖尿病は、膵臓から分泌される「インスリン」という血糖値を下げるホルモンが正常に働かないことによって、慢性的な高血糖状態となる病気です。血糖値が高い状態が続くと血管が傷つけられ、心臓病や神経障害、腎不全など糖尿病に関連する多くの合併症を引き起こします。

2. 肥満との関係は？

食べすぎや運動不足、ストレスといった体に負担となる生活習慣を続けると、内臓に脂肪が蓄積し肥満になります。内臓脂肪が多いとインスリンが効きにくくなり、膵臓はさらに多くのインスリンを作ろうとします。その状態が続くと膵臓が疲弊し機能が低下してしまい、高血糖状態が続くようになります。



3. 糖尿病を予防するために大切なことは？

糖尿病の予防は、肥満にならないようにすることが重要です。また、膵臓に負担をかけないために食事による血糖値の急激な上昇を防ぐことも大切です。普段の生活のなかで下記のことを意識し、積極的に取り入れていきましょう。

*食事の内容・食べ方に気を配る

- ・炭水化物、たんぱく質、脂質のバランスがとれた食事を意識する。
- ・ゆっくり、よく噛んで食べる（噛みごたえのある食材を選ぶ）。
- ・食物繊維が多く含まれる野菜やキノコ、海藻などから食べる。

早食いは脳が満腹感を得る前に食べ過ぎてしまうため、肥満を招きやすく、食後の血糖値が急激に上昇してしまいます！

*意識して活動量を増やす

- ・エレベーターやエスカレーターの代わりに階段を使う。
- ・歯磨き中にかかとの上げ下げをする。
- ・いつもより早歩きを意識する。



*体重計に乗って意識づけ！

- ・定期的に体重を測り自分の体重の変化に注意する。



<参考>

メディカ出版：糖尿病の病態生理・療養指導Q&A80，2020



中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.63～

日本遺産 第3号認定 登録番号 051



【第9回ゆずFeS開催のお知らせ】

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会では、日本遺産に認定された中芸地域の魅力を体験していただく住民主体のプログラム「ゆずFeS」を開催しています。第9回となる今回は、10月16日（日）から12月4日（日）までの期間に18の体験プログラムを実施予定です。

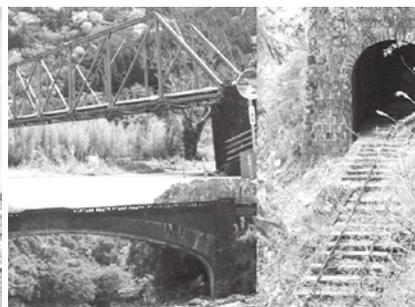
「ゆずFeS」では、これまで中芸5町村を舞台にした期間限定の体験プログラムを中芸に関係のある方が主役になって企画しており、引き続き、素晴らしい魅力を持つさまざまな資源（人・自然・文化など）を発信し、中芸に人を呼び込み、中芸がもっと元気になることを目指していきます。

ゆずFeSに参加して中芸の食や歴史、芸術を体験してみませんか？

詳細については下記までお問い合わせください。

また、ゆずFeSのプログラムを自分で作ってみたい方や協力できる方は、事務局までぜひご連絡ください。

※画像はイメージです。



問い合わせ先 中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
 (安田町役場日本遺産推進室内)
 ☎30-1865 FAX30-1866
 E-mail yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
 HP <https://yuzuroad.jp/> 「ゆずとりんてつ」で検索



高知県からのお知らせ

森林所有者のみなさまへ…

間伐や造林などに関する支援制度 (令和4年度)

1. 施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11～25年生 (除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30% ※保育間伐Dは25%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」を提出すること。	県が定めた標準単価の68%
	間伐(保育)	保育間伐A 11～35年生 保育間伐B 36年生～ 保育間伐D 31～60年生 保育間伐E 36～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満 ※保育間伐Eは、国の令和4年度予算から適用	0.1ha以上/施行地			
	間伐(搬出)	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐および伐倒木の搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上 ※国の令和4年度予算から、5haの面積要件が廃止		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ※施業実施前に「事前計画書」を提出すること(森林作業道の計画を含む)。	
	更新伐	31～90年生	伐倒および伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)	伐倒および伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む) ※国の令和4年度予算から、5haの面積要件が廃止			
環境林整備事業	間伐(保育)	保育間伐C 11～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(地方公共団体および森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	県が定めた標準単価の72% (保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林)または県が定めた標準単価の36%(その他)	

■みどりの環境整備支援交付金(県補助) 造林事業への嵩上げ ▲ (造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D・E)とする。	定額 42,000円/ha
間伐(保育)	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ		定額 46,000円/ha
	11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ		定額 42,000円/ha
	11～45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))への嵩上げ		定額 32,000円/ha
	31～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))への嵩上げ		定額 30,000円/ha (林内整理ありの場合は44,000円)
	36～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐E))への嵩上げ		定額 28,000円/ha

■木材安定供給推進事業(国庫補助) 下表以外の作業種…資源高度利用型施業(一貫作業、鳥獣害防止施設等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(搬出)	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕分け費	0.1ha以上／施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等および選定経営体。 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等および選定経営体。 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。(除伐・保育間伐は除く) ③生産基盤強化区域内(除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域)で実施すること。	定額(間接費を含む) ・搬出材積:10m ³ 以上30m ³ /ha未満 177,000円～242,000円/ha以内 ・搬出材積:30m ³ 以上50m ³ /ha未満 241,000円～330,000円/ha以内 ・搬出材積:50m ³ 以上70m ³ /ha未満 371,000円～508,000円/ha以内 ・搬出材積:70m ³ 以上 494,000円～676,000円/ha以内

2.自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県補助) 下表以外に路網整備(500～1,500円/m)

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(保育)	11年生～	公益林保全整備事業	0.1ha以上／施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林。	定額 80,000円/ha
間伐(搬出)	スギ:31～70年生 ヒノキ:31～90年生	森林整備支援事業	0.1ha以上／施行地	30%	国庫補助の対象とならない森林。 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額 183,000円/ha
				20%		定額 122,000円/ha

3.再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県補助) 造林事業、木材安定供給推進事業への上乗せ(造林事業等と合計で概ね90%相当)、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林等	造林事業および木材安定供給推進事業で採択された人工造林および附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	コンテナ苗による再造林等:県が定めた標準単価の27%以内(補助率68%の場合は合わせて95%) 上記以外の作業種:県が定めた標準単価の22%以内(補助率68%の場合は合わせて90%) ※再造林及び耕作放棄地への造林に限る
シカ被害防護施設		
下刈り(隔年)		
再造林の推進(林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材またはD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額 600円/m ³ (チップ等端材)

上記は、国および県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の乗せ(加算)などを行っている場合がありますのでご確認ください。

また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課(造林・間伐担当) ☎088-821-4602、
 安芸林業事務所 ☎34-1181、中央東林業事務所 ☎0887-53-0657、
 嶺北林業振興事務所 ☎0887-82-0162、中央西林業事務所 ☎088-893-3612、
 須崎林業事務所 ☎0889-42-2371、幡多林業事務所 ☎0880-35-5977、
 もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。

環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さまからお預かりした森林環境税が活用されています。



最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月9日から施行することとしました。

この決定により、10月9日以降分として労働者に支払う賃金は、**1時間 853円以上**としなければなりません。

最低賃金についての問い合わせ先

高知労働局 賃金室 ☎ 088-885-6024 FAX 088-885-6038

町史編さん室だより (3)

編さん室 ほたる

『広報 安田』第53号(昭和41年10月15日発行)は、昭和27年刊行の『安田文化史』についてある事柄を紹介しています。本書は、15年近く経っても多くの方から入手を希望する声があり、最近では米国の著名なコロンビア大学東亜図書館からも寄贈の依頼があったと。

コロンビア大学から

安田文化史送本依頼

安田文化史は、昭和二十七年に戦後の郷土史として本町が逸早く発行したものです。が発行後十四年を経過しているにもかかわらず、今なお図書館、学校、郷土出身者、研究者などより入手希望があつていますが、このほど海を越えてアメリカの有名なコロンビア大学から備え付けたいから送本して欲しいという書簡が教育委員会へ届きました。公民館では早速送本の手筈をすることにしています。この際書簡を原文のまま記しておきます。

前略

突然にて大変失礼とは存じますが、実は最近「国立国会図書館納付週報」(一九六六年)才24号にて下記出版物の発行を拝見致しました。

「安田文化史」安岡大六、

松本保、27年2月刊

つきましては当コロンビア

大学の東亜図書館(East

Asian Library)では目下

日本の地方史誌関係出版物を蒐集中につき、上記図書

も貴殿の御協力で依り是非一部当館に備え付け、研究者の便をはかりたく存じて

おります。発行よりかなり年月が経過致しております

が、若しまだ残部がございますら御多忙中申し訳ありませんが

願えれば幸甚に存じます。尚郵送料(普通小包便)その他費用の点で送金を御希望の折は御一報下されば早速然るべく手配致します。

誠に勝手な依頼を申し上げます。恐縮に存じますが、何卒宜しく御取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

昭和41年9月27日 敬具

Phily Yampolsky

EAST ASIAN LIBRARY

300 KENT

COLUMBIA

UNIVERSITY

NEW YORK, N. Y. 10027

私はこの書物に、その歴史観に関わって未来への強いメッセージを感じます。

安岡大六先生は、昭和27年の安田を「今や戦後の虚脱状態より脱し、講和条約も締結され、民主新日本のいぶきはまざまざと感ぜられ、世界の波動は濤々として安田海岸にも押寄せつつある」(「むすび」)と捉え、その上で「単に過去を語るのは好まない。要は現在、むしろ将来にある。しかし現在は突然にできたのではなく、必らず過去の連鎖で、尚将来を孕んでいる」(「序」)と書かれました。

かくて本書は、安田の過去から昭和27年までの道筋を次のように描き出しました。「開け初めより既に神仏を通じて精神文化の光がさし、領主安田氏によってつちかわれ、藩政の初期には「都の朱子学」が伝えられ、その「医業」を兼ねた「家学」を通じて「文化の種」が播かれた。それが「当時の文芸復興の風潮に刺激され、先づ第一に文化の蕾をほころばせ」、そこに野根山事件等をも導く「自由を尊ぶ新学風」が立ち立てられた。そして「この自由進取の思想は、近代産業興隆の気運に触れ、更に産業方面に転じ、農業では安田園芸の王国を築き、漁業は多くの大型漁船の建造により、遠洋漁業への進出となり、商工業は、銘酒土佐鶴・玉の井の酒造業或は製材工業等に向っての発展となったのではあるまいか」(「むすび」)と。

すなわち「自由進取の思想」とそれへの振り返り—このことこそ、昭和27年版『安田文化史』が安田の未来に向けたメッセージであったと私は思うのです。ちなみにこの書物が〈文化史〉と称するゆえんもここにあると推察しますが、いかがでしょうか。

先学の構えたハードルは高いですが、今回編さんする安田町史も現在の時代状況を踏まえた特色とメッセージが打ち出せるよう頑張りたいと思っております。

町の皆さんには、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆町史編さん室(不在にする場合もあります)

編さん室活動日:(当面)毎週月・水・木の午前10時45分から午後3時

安田町大字西島40番地2 町文化センター2F

☎ 38-5711 FAX 38-5745

E-mail: y-choushi@me.pikara.ne.jp

連絡・問い合わせ先 町教育委員会 ☎38-6714 FAX38-6717

令和4年7月・8月、全国から安田町へ ~ふるさと納税寄附者からの応援メッセージ~

- 御町の農産物 海産物は世界に誇る日本の宝です。
- 4月に高知を訪問しました。自然豊かで良いところですね。次も安田町にも行きたいと思っています。
- 楽しみにしています！旅行も行きたいです！
- 美しい水や自然を守るための環境保全にお使いください。
- ますますの町のご発展を応援します。
- 家内が安田町出身です。これからも安田町を応援します。
- 行ったことはありませんが、かわいらしいキャラクターに目がとまり検索してみました。地域のために役立ててほしいです。
- リピーターです。毎年こちらのお酒を楽しみに、寄付させていただいております。わずかではございますが、町のために役立てていただければ幸いです。
- 高知応援しています。中でも色々な魅力のある安田町の今後益々の発展を祈念しています！
- これからも微力ながら応援させていただきます。
- 今年もおいしいお米とお野菜を楽しみにしています。これからも微力ながら応援しています。



10月号

広報やすだクイズ

正解者の中から、抽選で2名の方に安田朗グッズをプレゼントします！

10月号の問題

①～③の選択肢から正解だと思うものを選んでください。
Q1は今月号の紙面に答えが隠されています。

**Q1「今月号の表紙になっている、9月10日、11日に行われた、町イメージキャラクター安田朗くんが参加したイベントは、『ご当地キャラまつり in □□』
□□に当てはまる文字や数字を教えてください。」**
①平井 ②熊本 ③須崎

☆ 応募方法など ☆

- ①クイズの答え、②広報紙や町政への意見、③郵便番号・住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号を記入し、はがきや電子メール、FAXで10月21日(金)必着で応募してください。

送付先：〒781-6421 安田町大字安田1850番地
安田町役場地域創生課
広報やすだクイズ係
E-mail：sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp
FAX：0887-38-6723

※当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募を通じて取得した個人情報は、景品の発送と応募者からのお問い合わせへの対応にのみ使用します。

★今月のプレゼント★

クリアファイル & 防災リュック





「又来るき 元気で居てよ」と車去り
目、耳、頭、使用期限が近くなり
清岡 恭子

川柳
安田文芸
(順不同)

杖と傘 もう一手欲しい 散歩道
国葬で ひとつもんちやくの 日本国
旨いもの 探して歩く 土佐の夏
長戸 寿子

台風に せかされ茄子の 糸をつる 小松由加子
熱中症 水バナナで やりすこす
台風の 行き先不明 惑わされ



全国地域安全運動

10月11日(火)～10月20日(木)



安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、全国一斉に実施される「全国地域安全運動」。この期間中、安芸地区地域安全協会と安芸警察署では、地域安全推進員をはじめとする地域の防犯団体等と連携して「みんなで つくろう 安心の街」をスローガンに、各種地域安全活動を推進します。

皆さんもこの機会に、地域の安全や家庭の防犯について確認しあい、事件・事故のない安心安全な街づくり・家庭づくりに取り組みましょう。

問い合わせ先 安芸地区地域安全協会 ☎35-7666・安芸警察署 ☎34-0110

※個人情報につき掲載の了解をいただいた方を掲載しています。

安田	唐浜	唐浜	唐浜	おくやみ	地区名
福留	南	窪田	森田		氏名
良子	浪恵	三紀子	裕子	年月日	世帯主
R4・8・31	R4・8・30	R4・8・6	R4・8・1		
福留	南	窪田	森田	続柄	性別
良子	浪恵	三紀子	裕子		
本人	本人	本人	本人		
女92歳	女99歳	女82歳	女67歳		

慶弔ニュース (8月受付分)

1. 県内 ()内は8月発生件数

	件数	死者	傷者
4年	(72) 589	(0)	16 (76) 630
3年	(86) 685	(0)	19 (93) 749
増減	(△14) △96	(0)	△3 (△17) △119

2. 安芸署管内 ()内は8月発生件数

	件数	死者	傷者
4年	(4) 32	(0)	2 (5) 35
3年	(4) 27	(0)	3 (4) 30
増減	(0) 5	(0)	△1 (1) 5

※1、2は物損を除く

交通事故の概況

(令和4年1月1日～令和4年8月31日)

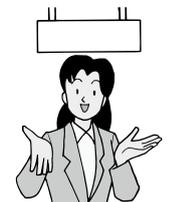
3. 安田町発生件数

		8月計	累計
人身	件数	0	3
	死者	0	1
	傷者	0	4
物損		7	45



町県民税
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料

第3期分
第4期分
第4期分



納期限日 10月31日

❖ 社協あったか通信 ❖

百歳体操ポイント

<ストレッチ>

- ①痛い時は無理をしない。いた気持ち良いがベストです。
- ②手首伸ばし…骨折・ねんざ予防になります(転んだ時、手のひらで支えられるようになります)。
- ③太もも伸ばし…お尻を突き出すように、身体から近づきましょう(頭からは×)。
- ④首まわし運動…号令をかけながらする場合、4の号令の時に首の中心を通るようにしましょう。
強い負担がかかると骨折するおそれがあります。あごを引き視線を天井にもって行くと負担がかかりません。



<その他>

- ①ふくらはぎを鍛えることで、血流がよくなり、むくみが取れ、疲れにくい身体になります。
- ②筋肉は水分をためることができ脱水を防ぎます。



とりちゃんバンド演奏会…8月16日に町多目的交流センターなかやま、8月24日に町保健センター、8月25日に町立福祉館にて行いました。普段は洋楽がメインですが、懐メロ・歌謡曲も交え、会場の皆さんと歌い、楽しい演奏会になりました。



お菓子と飲み物のセット 200円



ほたるカフェ…毎週水曜日午前10時～午後2時に開催しています。皆さんぜひお越しください。

あったかふれあいセンターは、どなたでも参加できます。

問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎38-5500 FAX38-6878(担当:小川)

なかやま楽校 あったカフェ

病気や障害、介護等のお悩み・ご相談を専門職(看護師)やスタッフが聴きします。コーヒーでも飲みながら、気軽にご相談ください。

あったカフェまでの送迎や訪問も対応します

送迎をご希望の方は、町役場内のやすだリビングに火曜・水曜・木曜(祝日は除く)の午後1時～午後1時10分にお越しください。スタッフの訪問もご相談できます。下記の電話番号までご連絡ください。



学習会もしています。ご興味があれば参加ください。

9～10月のテーマ

「食事摂取の基本～高齢の方の栄養管理～」

開催日時：毎週木曜日 午後3時～午後4時

営業日：月～金(土日祝日は休み)

カフェの開催時間：午前10時～正午 午後1時30分～午後3時30分

住所：安田町大字正弘1532番地 町多目的交流センターなかやま

問い合わせ先：NPO法人 なかやま楽校 ☎30-1226

つれづれ
徒然なかやま



安田町ふるさと応援隊からのお便り
～中山をどんどん元気にしていこう～



人生初体験！インドネシアの大学生が浴衣を着る

8月22日から27日までの6日間、町多目的交流センターなかやまのサテライト教室を拠点に、SUIJI2022(日本・インドネシアの大学生が農山漁村に滞在し地域の魅力を学ぶプログラム)が開催され、インドネシアの大学生6名と高知大学生2名が参加して、中山地区での暮らしや産業、自然や歴史などについて学ぶ体験学習が行われました。学習の中で、地元の方から浴衣を着せてもらうこととなったインドネシアの学生は、「日本の文化に触れることができ、とてもうれしいです」と喜んでいました。



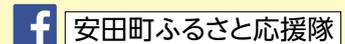
☆中山健康教室ピラティス☆

10月17日(月)、31日(月)午後7時開催予定です。
場所：集落活動センターなかやま 活動室

☆中山を元気にする会定例会☆

10月20日(木)午後6時を予定しています。

集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30-1750、FAX30-1826までお気軽に! ^o^



なごみ
和通信

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休館することがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

9月25日、安田まちなみ交流館・和で、現在開催中の企画展「和歌で結ばれた順蔵と龍馬」の特別講座「家族をつなぐ和歌のたしなみー坂本・高松・井上家をめぐってー」を開催しました。

県立坂本龍馬記念館の学芸員・亀尾美香氏を講師にお招きし、和歌から見た三家のつながりをご講演いただきました。

和歌と短歌の違いや和歌の歌われ方など基礎から始まり、時代で歌われ方の違いがあることや、同じ情景が歌い手によっては違った雰囲気をもった歌になることなど、実際残っている歌を取り上げて分かりやすく解説いただきました。参加者の方々は、熱心に耳を傾け、時折深くうなずき、集中して講演会を楽しまれている様子でした。

改めて、坂本家と高松家の和歌から見えるつながり、井上家がこの両家をつないでいる意味を考えさせられる良い時間となりました。

企画展「和歌で結ばれた順蔵と龍馬」は10月30日まで開催しています。和歌という側面から見る順蔵と龍馬のつながりはこの企画展ならではのものです。ぜひこの機会にご来館ください。

また、現在当館の旧柏原家住宅では、順蔵が残した和歌集「採樵歌」を読む会を開催しています。興味のある方や参加を希望される方は、当館までご連絡ください。

(次回は10月19日・午後1時30分～午後3時を予定しています。参加費：無料)

安田まちなみ交流館・和

開館時間／午前9時～午後5時(最終入館午後4時30分まで)

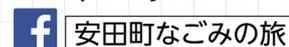
企画展観覧料／200円(高校生以下、障害者手帳提示者等無料)

休館日／火曜日(祝日の場合はその翌営業日)

安田町大字安田1674番地1 ☎FAX 38-3047



安田町歴史・文化・観光ナビサイト なごみの旅
<https://yasuda-nagomi.com/>



人口・世帯状況

令和4年8月末時点(前月比)

男1,204人(±0)

女1,245人(-6)

合計2,449人(-6)

世帯数1,239世帯(-5)